

丹波市部活動地域移行（展開）に係るQ & A

Q 1：なぜ、中学校の部活動を地域に移行（展開）するのですか。

A 1：学校部活動は、これまで学校教育の一環として、有意義な役割を担ってきた歴史があります。しかし、近年、こどもの数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行する中、中学校の教職員数も減少傾向にあります。そのため、生徒の選択肢の幅が減り、部員数の減少により大会に参加できないなど、学校部活動の持続可能性という面で厳しさが増えています。今後、少子化は更に進行することが予測され、この状況に拍車がかかります。

また、競技経験がなく専門性に乏しい教員が指導せざるを得なかったり、休日を含めた学校部活動指導が求められたりなど、教員にとっては大きな業務負担となっている現状があります。

そのため、生徒が将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会の確保や、学校の働き方改革の推進による学校教育の質の向上等を目指し、学校部活動を学校教育から切り離し、地域に移行（展開）していくこととされました。

Q 2：地域移行（展開）することで、生徒にとってどのようなメリットがありますか。

A 2：生徒数が減少する中でも競技等に参加する生徒を一定数確保することができ、多人数で行う種目の活動を従来通り行うことができます。また、学校部活動を地域に展開することで、生徒は多世代と交流することが可能となり、その結果、多様な価値観に触れ、学びの多い活動となることが期待されます。

Q 3：令和8年度から学校部活動はなくなってしまうのですか。

A 3：なくなりません。令和8年度の9月以降、休日（土日・祝祭日）に行う学校部活動はなくなります。それに代わって、「地域クラブ」で活動します。

Q 4：休日の学校部活動が地域に移行（展開）した場合、平日の学校部活動はどうなるのですか。

A 4：平日の学校部活動はこれまでどおりの活動となります。なお、平日についても、可能な種目は「地域クラブ」への移行（展開）を進めていきます。

Q 5：休日の学校部活動が地域に移行（展開）した場合、中学校体育連盟（以下「中体連」という。）の大会への参加はどうなるのですか。

A 5：種目ごとに出場条件はありますが、日本中体連は、令和5年度から「地域クラブ」単位での全国大会の出場を認めています。中体連の主催する大会には、令和8年9月以降は、原則、「地域クラブ」から出場するようになります。

Q 6：「地域クラブ」の活動場所はどこですか。

A 6：基本、市内の学校施設を使用します。どの学校施設を使用して活動されるかは、各「地域クラブ」の設置状況によります。場合によっては、公共施設等を使用されることもあります。

Q 7：「地域クラブ」の活動場所まではどのように移動するのですか。

A 7：安全面を十分考慮した上で、保護者の責任により生徒が各自で活動場所まで移動します。

Q 8 : 学校部活動が地域に移行（展開）したら、保護者の負担はどうなりますか。

A 8 : 地域移行（展開）後は、学校部活動ではなくなり、習い事や塾と同様、地域の文化・スポーツ活動として実施されます。そのため、受益者負担の考え方から、指導者の謝金や会場使用料等、費用は保護者負担となります。また、競技や種目によっても異なりますが、ボールや救急用品などの消耗品費は別途、集金する場合があります。（文化芸術活動においても同じです）

なお、経済的な負担が大きい家庭への支援の在り方については、今後検討していきます。

Q 9 : 文化部についても地域移行（展開）をするのですか。

A 9 : 文化部についても、生徒のニーズと地域の実情に応じて、休日に実施している学校部活動を「地域クラブ」へ移行（展開）していきます。

Q 10 : 「地域クラブ」の指導者は、学校部活動の顧問とは異なるのですか。

A 10 : 学校部活動の顧問とは異なる地域の指導者が指導します。（希望する教職員は地域の指導者として指導に携わることができます）

Q 11 : 「地域クラブ」への参加は義務ですか。

A 11 : いいえ、「地域クラブ」への参加は自由選択です。活動は学校の教育課程とは完全に切り離されたものとして扱われます。

Q 12 : 「地域クラブ」に参加しない生徒が不利益になることはありませんか。

A 12 : 「地域クラブ」への入部や退部は自由です。「地域クラブ」への参加・不参加が、学校生活において不利になることはありません。

Q 13 : 学校の部活動と異なる競技や種目の「地域クラブ」に参加することは可能ですか。

A 13 : 可能です。ただし、両方の活動が、生徒にとって負担にならないように配慮する必要があると考えます。

Q 14 : 硬式野球やサッカー等、今もクラブチームで活動していますが、「地域クラブ」に参加しなければならないのでしょうか。

A 14 : A 12 にあるように、「地域クラブ」への参加は自由です。クラブチームでの活動だけで十分だと判断される場合は、「地域クラブ」に参加する必要はありません。

Q 15 : 教職員が地域の指導者として、「地域クラブ」の指導をしたい場合、どうすればよいですか。

A 15 : 学校長に意向を伝え、了承を得た上で、市教育委員会に兼職兼業の届を提出することになります。

Q 16 : 地域クラブの指導者にはどのような資質が求められますか？

A 16 : 指導者は、生徒の安全・健康管理等を確保するため、研修に取り組み、指導者としての資質向上を図ることとされています。技術指導のみに重点を置くのではなく、指導者と生徒、生徒同士の人間関係を深めたり、心の成長を促したりすることができるような配慮を行う必要があります。

Q17：けがやトラブルが起きたときの責任はだれがとるのですか。

A17：けがやトラブルが起きたときは、所属する「地域クラブ」が対応します。学校が対応することはありません。

また、学校管理下ではないため、「日本スポーツ振興センター」の災害給付制度は適用されません。代わりに、スポーツ保険など活動に必要な保険に加入することで、けが等に備えることができます。

Q18：「地域クラブ」のことで、相談したいことがある場合はどうすればよいですか。

A18：生徒が安心・安全に活動できるよう、何かあれば、地域クラブ指導者、学校、学校教育課に相談してください。

Q19：活動の種類や内容をどのようにして知ることができますか。

A19：スポーツと文化芸術活動それぞれに分けて、市や各種団体のホームページに活動の種類や方針、場所、時間、会費、連絡先などを掲載することを考えています。

Q20：丹波市は、「地域クラブ」の設立や運営に対して財政的な支援を行いますか。

A20：はっきりとは決まっていますが、行う方向で検討しています。国や県、他市町の動向にも注視していきます。